

盛ス少第 20 号  
令和 3 年 8 月 31 日

登録単位団 御中

盛岡市スポーツ少年団  
本部長 白根 敬介

### 「新型コロナウィルス感染症岩手緊急事態宣言」に伴う活動について(お願い)

平素より、盛岡市スポーツ少年団の運営にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、岩手緊急事態宣言が改定されたことに伴い、8月27日付で岩手県スポーツ少年団本部より盛岡市スポーツ少年団へ通知がございました。

これを受けて、市内スポーツ少年団の今後の活動につきましても、当面の間、下記及び添付資料に準じていただきますよう、ご協力をお願いたします。

#### 記

- 1 少年団活動について（岩手県教育委員会事務局通知（令和3年8月26日付）準用）
  - (1) 練習試合及び合同練習については、「県外の団等との練習試合や合同練習は、原則禁止」に加えて、「県内の団同士の練習試合等も禁止する」こととする。
  - (2) 活動時間については、「2時間以内」とする。
  - (3) その他の活動に係る留意事項については、「県立学校の部活動について（令和3年4月6日通知）」を確認し、内容を踏まえた感染症対策を徹底したうえでの活動とすること。

#### 【添付資料】

- 1 令和3年8月27日付岩ス少第25号各市町村スポーツ少年団本部長宛依頼文書
- 2 令和3年8月26日付教学第951号・教保第369号各市町村委員会教育長（関係教育委員会事務居経由）宛通知文書（写）
- 3 県立学校宛通知
  - 1) 令和3年4月6日通知「県立学校の部活動について」
  - 2) 令和3年8月4日付け「新型コロナウィルス感染症の発生の状況を踏まえた部活動の遠征等について（教保第334号）」
  - 3) 令和3年8月12日付け「新型コロナウィルス感染症岩手県緊急事態宣言について（教学第871号、教保第347号）」
  - 4) 令和3年8月17日付け「夏季休業後の教育活動について（教学第881号、教保第349号）」

(公財)盛岡市スポーツ協会  
盛岡市スポーツ少年団 事務局  
担当：中村 悅子  
TEL : 019-652-7600  
E-mail : suposyou@morioka-sport.or.jp

## 添付資料1

岩斯少第25号  
令和3年8月27日

各市町村スポーツ少年団本部長 様

岩手県スポーツ少年団  
本部長 白根敬介  
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言(改訂)」に伴う活動について（お願い）  
日頃より 本県のスポーツ振興につきまして、ご理解、ご協力いただき感謝申し上げます。  
さて、標記宣言が改訂されたことに伴い、県教育委員会では市町村教育委員会教育長宛に別添のとおり通知されたところであります。

つきましては、今後の活動にあたっては、より一層の警戒と団員及び団関係者等の健康を守ることを第一としながら、市町村教育委員会及び市町村体育・スポーツ協会等と連携した活動をお願いいたします。

なお、宣言の期間は、令和3年8月12日から岩手県の直近1週間の新規感染者数(対人口10万人)が10人未満となるまでとなります。

### 【添付資料】

- 1 令和3年8月26日付け教学第951号・教保第369号各市町村教育委員会教育長（関係教育委員会事務所経由）宛通知文書（写）
- 2 県立学校宛通知
  - 1) 令和3年4月6日通知「県立学校の部活動について」
  - 2) 令和3年8月4日付け「新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた部活動の遠征等について（教保第334号）」
  - 3) 令和3年8月12日付け「新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言について（教学第871号、教保第347号）」
  - 4) 令和3年8月17日付け「夏季休業後の教育活動について（教学第881号、教保第349号）」

### 【参考 岩手県ホームページ】

「新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言」（岩手県新型コロナウイルス感染対策本部）

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/iryou/covid19/1045804.html>

### 【担当】

岩手県スポーツ少年団本部  
(公益財団法人岩手県体育協会内)  
主事 細川美智子  
TEL 019-648-0400 FAX 019-648-1600  
E-mail:taikyo@iwate-sports.or.jp

## 添付資料2

写

教 学 第 951 号  
教 保 第 369 号  
令和 3 年 8 月 26 日

各市町村教育委員会教育長 様  
(関係教育事務所 経由)

岩手県教育委員会事務局  
学 校 教 育 室 長  
保 健 体 育 課 総 括 課 長

### 学校での感染拡大リスクの高まりに伴う教育活動について（通知）

このことについて、令和 3 年 8 月 4 日付け「新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた部活動の遠征等について（教保第 334 号）」、令和 3 年 8 月 12 日付け「新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言について（教学第 871 号、教保第 347 号）」及び令和 3 年 8 月 17 日付け「夏季休業後の教育活動について（教学第 881 号、教保第 349 号）」により通知しているところですが、県内においては、感染拡大のリスクが高まっている状況にあり、より一層の警戒の必要があり、当面の教育活動について制限するなど、これまで以上に感染症対策を徹底することが重要であることから、別添のとおり県立学校長宛て通知しました。

つきましては、市町村立学校においても、県立学校の下記の取組に準じた対応の検討をお願いいたします。

記

#### 1 教育活動について

- (1) 文化祭等の学校行事を実施する場合は、原則として、校内限りでの開催とすること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言（令和 3 年 8 月 26 日改訂）において指定された重点対策区域（盛岡市全域）の学校及び重点対策区域から通学する児童生徒が比較的多い学校については、時差通学等の対応を検討すること。

#### 2 部活動について

- (1) 練習試合及び合同練習については、「県外の学校やチーム等との練習試合や合同練習は、原則、禁止」（令和 3 年 8 月 4 日付け通知）に加えて、「県内の学校同士の練習試合等も禁止する」とこととし、原則、校内での活動のみとする。（校内合宿も禁止）
- (2) 活動時間については、校内で「2 時間以内」とする。
- (3) その他の活動に係る留意事項については、「県立学校の部活動について（令和 3 年 4 月 6 日通知）」を確認し、内容を踏まえた感染症対策を徹底した上で活動とすること。

#### 【担当】

- |             |                            |
|-------------|----------------------------|
| ○教育活動に関すること | 学校教育室高校教育担当 (019-629-6140) |
| ○部活動に関すること  | 保健体育課学校体育担当 (019-629-6190) |

## 1 基本的な考え方

- 部活動（運動部及び文化部）については、引き続き十分な感染症対策を行った上で、生徒の健康・安全の確保のために内容や方法を工夫しながら実施すること。
- (1) 部活動の参加は、生徒本人と保護者の意向を尊重して、参加を強制しないこと。
  - (2) 参加する生徒の健康状態を把握し、生徒の体調管理を徹底させること。
  - (3) 教師や部活動指導員等が部活動の実施状況を把握すること。
  - (4) 部活動の実施に当たっては、統括団体（全国連盟・協会等）が作成するガイドラインを踏まえること。

## 2 活動に当たっての留意事項

### (1) 活動について

- ・ 飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避けること。
- ・ こまめな手洗いを励行すること。
- ・ 用具等については、使用前後に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。
- ・ 体調のすぐれない生徒は、部活動への参加を見合せ自宅で休養すること。

### (2) 活動場所について

- ・ 活動する場合は、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。
- ・ 教室等を使用する場合は、長時間にわたり密室状態にならないよう、換気を頻繁に行うとともに、十分な身体的距離を確保しながら活動すること。
- ・ 更衣室や部室の利用については、短時間の利用とし、一斉に利用することは避けること。

### (3) 活動時間等について

- ・ 活動時間や休養日については、「岩手県における部活動の在り方に関する方針（改訂版）」に準拠し各校で策定した「学校の部活動に係る活動方針」によることとするが、生徒の体調等を考慮し適切に設定すること。
- ・ 活動に当たっては、感染リスクの低減に配慮した、より短時間で効果的な内容となるよう工夫して取り組むこと。

### (4) 練習試合及び合同練習について（遠征等を含む）

- ・ 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発令されている地域への遠征等は、感染拡大防止の観点から自粛すること。
- ・ 感染が拡大している地域や外出の自粛等が要請されている地域への遠征等は、慎重に判断すること。
- ・ 特に規制がない地域への遠征等については、事前に遠征先等の地域（県、市等）の制限等を確認の上、当該地域及び学校等の方針に従うこと。
- ・ 生徒の健康状態を把握し、体調に不安を抱える生徒や参加を希望しない生徒は、参加させないこと。また、参加に当たっては、事前に保護者の同意を得ること。
- ・ 実施に当たっては、適切な感染防止対策（移動及び宿泊時等における「三つの密」の徹底的回避）を講じること。
- ・ 担当する教師のみで実施を決定するのではなく、学校として責任をもって判断すること。

### (5) 各種大会等への参加について

- ・ 各学校においては、地域の感染状況等を考慮した上で、各種大会への参加の必要性を判断すること。
- ・ 生徒の健康状態を把握し、体調に不安を抱える生徒や参加を希望しない生徒は、参加させないこと。また、参加に当たっては、事前に保護者の同意を得ること。
- ・ 大会における活動以外の場面（移動、宿泊、会場での待機時間等）も含め、生徒、教師等の感染防止対策を講じること。

担当

保健体育課学校体育担当（中村）

TEL：019-629-6190

## 添付資料3-2



教 保 第 334 号

令和 3 年 8 月 4 日

各県立学校長 様

保健体育課総括課長

### 新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた部活動の遠征等について（通知）

このことについて、岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部（令和3年8月3日）において、県境をまたぐ旅行や移動については「原則中止・延期すること」と示されました。

については、部活動の遠征等（公式大会を除く）について、下記のとおりとしますので適切に対応願います。

また、通常の部活動（県内の活動）については、「県立学校の部活動について（4月6日付け通知）」の基本的な考え方及び留意事項を改めて確認し、引き続き感染拡大防止対策を講じ、感染状況の把握に努め、適切な活動が行われるようお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化していることから、今後、対応を変更する場合があることを御承知おきください。

記

#### 1 練習試合及び合同練習について

- (1) 県外へ移動して行われる練習試合や合同練習は、原則「禁止」とする。
- (2) 県外の学校やチーム等との練習試合や合同練習は、原則「禁止」とする。
- (3) (1)及び(2)の適用期間は、「令和3年8月31日まで」とする。

#### 2 全国大会等への参加について

- (1) 全国高等学校体育連盟等が主催する全国大会等については、主催者が講じる新型コロナウイルス感染防止対策に従うとともに、会場となる地域の感染状況等を事前に確認するなど慎重に判断し、保護者の同意を得た上で参加すること。
- (2) 大会参加前後の健康観察を徹底すること。

#### 【担当】

学校体育担当（中村）

TEL 019-629-6190

## 添付資料3-3



教 学 第 871 号  
教 保 第 347 号  
令和 3 年 8 月 12 日

各県立学校長 様

学 校 教 育 室 長  
保健体育課総括課長

### 新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言について（通知）

このことについて、別添のとおり岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部（令和 3 年 8 月 12 日）から岩手緊急事態宣言が発令されました。

については、県民に対し不要不急の外出の自粛を要請したことを踏まえ、児童生徒の健康を確保しつつ、教育活動に与える影響を最小限にとどめ、地域全体での感染防止を図ることが重要であることから、下記のとおり対応するようお願いします。

なお、部活動の遠征等については、「新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた部活動の遠征等について（通知）」（令和 3 年 8 月 4 日付け教保第 334 号）により県外の学校やチームとの練習試合等は原則禁止したところですが、引き続き、継続し適切に対応するよう申し添えます。

#### 記

- 校外で行う活動（修学旅行、遠足、社会科の見学、体験活動等）については、外部との接触がある活動内容を見直し、適切な感染防止策を徹底すること。
- 部活動については、学校の夏季休業中は原則休止※とすること。

※ 全国大会等（9 月 12 日までに開催される地区予選を含む公式大会）に派遣されるチーム及び個人の練習に限り、学校長の許可のもと必要最小限の活動については可とする。

- 対象期間は、令和 3 年 8 月 12 日から、岩手県の直近 1 週間の新規感染者数（対人口 10 万人）が 10 人未満となるまでとする。

#### 【担当】

- 校外活動に関すること 学校教育室高校教育担当（019-629-6140）  
○部活動に関すること 保健体育課学校体育担当（019-629-6190）



教 学 第 881 号  
教 保 第 349 号  
令和 3 年 8 月 17 日

各県立学校長 様

学 校 教 育 室 長  
保健体育課総括課長

### 夏季休業後の教育活動について（通知）

このことについて、令和 3 年 8 月 12 日付け「新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言について（教学第 871 号、教保第 347 号）」により通知しているところですが、県内でも、新たな変異株によると考えられる感染拡大が見られており、夏季休業後の学校教育活動においても感染リスクが高まると予想される状況です。

については、夏季休業後の活動について、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策、感染拡大リスクが高い場面の回避、身体的距離を確保するといった感染症対策をこれまで以上に徹底するとともに、下記のとおり対応するようお願いします。

#### 記

##### 1 基本的な感染症対策の徹底

- (1) 発熱等の症状がある場合には、児童生徒等、教職員は自宅で休養することを徹底すること。
- (2) 登校時、児童生徒等の健康状態を把握すること。

##### 2 教育活動について

児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っての発声」について、可能な限り一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施すること。

##### 3 部活動について

- (1) 「県立学校の部活動について（令和 3 年 4 月 6 日通知）」を改めて確認の上、適切に対応すること。
- (2) なお、部活動の遠征等については、「新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた部活動の遠征等について（通知）」（令和 3 年 8 月 4 日付け教保第 334 号）により県外の学校やチームとの練習試合等は、原則禁止していること。
- (3) 県内校同士の練習試合等については、慎重に判断すること。

なお、実施する際は、考えられる最大限の感染防止対策を講じるとともに、保護者の承諾を得て、当該校長が判断の上、行うこと。

#### 【担当】

- |             |                            |
|-------------|----------------------------|
| ○教育活動に関すること | 学校教育室高校教育担当 (019-629-6140) |
| ○部活動に関すること  | 保健体育課学校体育担当 (019-629-6190) |